

令和6年度 下野市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

1 件名

下野市地域包括支援センター運営業務委託

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 地域包括支援センターの設置等

- (1) 設置場所は、地域包括支援センター運営を受託した事業者（以下「受託者」という。）と下野市（以下「市」という。）との協議の上、決定する。

名 称	担 当 地 区（住所） 〈五十音順〉
地域包括支援センター みなみかわち	磯部・上川島・上坪山・上吉田・絹板・祇園・三王山・下坪山・ 下文狭・下吉田・田中・中川島・成田・仁良川・花田・東根・ 別当河原・町田・緑・本吉田・薬師寺・谷地賀
地域包括支援センター こくぶんじ	医大前・駅東・烏ヶ森・川中子・小金井・国分寺・笹原・柴・ 箕輪・紫
地域包括支援センター いしばし	石橋・大松山・上古山・上台・上大領・下石橋・下古山・下大領・ 下長田・大光寺・中大領・橋本・花の木・東前原・文教・細谷

- (2) 介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第3項に基づき、下野市長に届け出て、地域包括支援センターを設置すること。
- (3) 地域包括支援センター設置者として、法第115条の22第1項に基づき、下野市長に指定介護予防支援事業者の指定を申請すること。

4 業務時間及び休業日

- (1) 窓口の開設時間は原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。
- (2) 休日は、原則として次のとおりとするが、休日に地域包括支援センター事業を実施することは差し支えない。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 地域包括支援センターの目的及び業務内容

(1) 設置及び基本機能

法第115条の46第1項に基づき、地域の高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として地域包括支援センターを設置する。

(2) 運営体制

地域包括支援センターの運営体制については、次の点に留意し業務を実施すること。

- ア 三職種をはじめとする職員全員が、地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、連携及び協力して業務を実施すること。
- イ 地域包括支援センター業務委託仕様書及び計画に基づいて評価を行い、年間活動計画や業務内容・改善内容について職員間で共有し、適宜進捗管理を行うこと。
- ウ 対応事例等について、職員が相互に報告し、ケース会議等で情報共有を行い、地域包括支援センター全体として対応を図ること。
- エ 緊急対応等、必要に応じて市職員とケース支援を行うなど、行政との連携を図りながら業務にあたること。
- オ 研修等への参加など、職員の資質向上に努めるとともに、職種に関らず相互に連携・協働しながらチームアプローチによる運営を図ること。
- カ 地域包括支援センターに寄せられた苦情等については、その内容や対応方法について記録を残し、市に報告をすること。
- キ 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うこと。また、その保護に遺漏の無いよう十分に留意すること。
- ク 休日及び夜間対応については、社会資源を十分に活用し、市や関連機関等との連絡体制を協議の上、緊急時に対応できる体制を整備すること。
- ケ 圏域をこえた業務については、担当圏域の地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターと連携を図りながら実施する。
- コ 地域包括支援センターの開設時間中は、必ず2人以上の職員が勤務し、1人の職員は事務室内に残り、相談業務等に対応できる体制をとるために必要な勤務体制を組むこととする。
- サ 地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡をとれるような必要な措置を講じること。
なお、緊急時の連絡体制については、地域包括支援センターの設置法人の本体施設等と連携による対応としても差し支えないものとする。
- シ 市が地域包括支援センターに係る会議を開催する際、指定する従事者は必ず会議に出席するとともに、当該従事者が不在の場合においても、地域包括支援センターの業務に支障が出ないよう適切な対応を行うこととする。

6 地域包括支援センターの設備

- (1) 設置場所は、市が指定する地区内とすること。
 - (2) 高齢者に配慮した設備を有し、事務所は原則として1階に設置し、2階以上に設置する場合はエレベーターを有する建物であること。
 - (3) 利用者専用の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保すること。
 - (4) 機械警備の設置及び施錠できる保管庫を有し、セキュリティを確保すること。
 - (5) 事務室及び運営に必要な相談室等、会議室、書類保管庫を有していること。
 - (6) 事務室は専用の部屋を設けることとし、併設のサービス提供事業部分がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。
 - (7) 軽易な相談にも対応可能な受付カウンターを設置することが望ましい。
 - (8) プライバシーが確保されるように配慮した相談室を設けること。なお、相談室は併設する法人本体施設及びサービス提供部門等と共用することは差し支えない。
 - (9) 事務室には、事務机及び椅子を職員数分確保し、施錠できる書類保管庫のほか、専用の固定電話・ファクシミリ電話機、専用パソコン、プリンター、専用の電子メールアドレスを取得すること。
 - (10) 地域包括支援センターの看板（名称は指定）及び案内板等を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
 - (11) 地域包括支援センター業務に必要な自動車を配備し、車両には担当センター名称を掲げること。
- ※前に定める設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。

7 職員配置

- (1) 職員は次の職を有するものとし、各職種については常勤専従職員を5名配置すること。なお、この5名は法人正規職員であることが望ましい。
 - ア 保健師又は地域保健等の経験を有する看護師 2名
 - イ 社会福祉士又は福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上ある者 2名
 - ウ 主任介護支援専門員又は実務経験を有する介護支援専門員であり、都道府県が主催するケアマネジメントリーダー研修の受講修了者 1名
- (2) 認知症地域支援推進員を1名以上配置するものとする。ただし、上記(1)の職員との兼務を妨げない。認知症地域支援推進員研修を未受講で配置できる職員がいなかった場合には、認知症施策推進の担当者を定めること。
- (3) 各業務を適切に実施するために、地域包括支援センター以外の業務との兼務は認められない。
- (4) 指定介護予防支援事業を行うため、介護支援専門員その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を常勤1名以上必ず配置し、計画作成費収入状況から追加配置することができることとする。また、指定介護予防支援による利益による給与支払いを基本とし、地域包括支援センター委託料の支出対象には含まれないものとする。
- (5) 統括責任者（センター長）を配置するものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括および

適正な業務指導を行うことができる者とし、上記（１）の職員が兼務とする。

（６）（１）に規定する常勤専従職員が退職した場合、常勤専従職員を補充すること。

ただし、育児休暇及び９０日以上病気休暇を取得する場合は、速やかに代替職員を補充することとし、正規職員と限らないものとする。

（７）配置職員に異動及び新規採用がある場合は、原則１か月前までに市へ報告し、資格の確認できる書類（免許の写し等）を提出すること。

８ 地域包括支援センター業務の実施

業務の実施にあたっては、本仕様書並びに国が定める「地域包括支援センター業務マニュアル（平成２２年３月版）」、長寿社会開発センター発行「地域包括支援センター運営マニュアル２０１５（平成２７年６月）」及び「令和５年度下野市地域包括支援センター事業方針について」等に基づき実施する。

９ 地域包括支援センター業務の内容

（１）重点的に取り組むべき事項

ア 地域包括ケアシステムの構築

- ① 介護・医療・生活支援・介護予防・住まいを、切れ目なく一体的に柔軟に組み合わせて提供する仕組みを、日常生活圏域単位で構築していく必要がある。地域包括ケアシステムの目指す方向に向けて、地域包括支援センターが中核機関としての役割を担う。

「第９期下野市高齢者保健福祉計画」の基本方針に基づき、基本目標を達成するために、地域での資源開発や様々な支援、システムづくりを行い、高齢者になっても住み慣れた地域で、支え合いながらいきいきと暮らせるまちづくりを行う。

- ② 「地域ケア個別会議」は、地域包括支援センター職員が中心となって、個人情報保護に留意しながら、医療機関、介護支援専門員などの介護サービス事業者、町内会、自治会長、民生委員、老人クラブ等の関係者を招集して開催し、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるための支援について話し合いの場を設ける。

また、「自立支援型地域ケア会議」については、介護支援専門員及び各専門職と協働し、対象者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みが実践されるよう支援する。

さらに、「地域ケア推進会議」に参加し、事例の検討を通じた地域課題の解決や多職種ネットワークの形成を図るものとする。地域課題の整理と施策への反映をＰＤＣＡサイクルで解決することを行い、地域包括ケアシステム全体の体制の充実を図る。

- ③ 地域包括支援センター職員は、生活支援コーディネーターと連携し、地域の生活課題を抽出し、地域課題解決を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて、ネットワーク構築の機能を充実させ、生活支援に関する社会資源の開発や、地域を支える活動を整備し、ボランティアの育成に努める。

イ 介護予防と社会参加の促進

下野市では、介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年4月1日から開始しているため、地域包括支援センターは市と協力して介護予防と社会参加の促進にあたることとする。

地域包括支援センターが介護予防マネジメントを行うにあたっては、インフォーマルサービスをケアプランに位置づけることが重要なため、地域の生活支援・介護予防サービスの情報を整理して提供することが望まれる。

ウ 処遇困難・虐待ケースなどの支援

- ① 処遇困難ケースについては、専門的な支援が必要となるため、地域包括支援センターが中心となり、相談から問題解決に向けた流れを明確にするとともに、継続的な支援を行う。
- ② 必要に応じて、保健・医療・福祉関係者などと連携し、地域ケア個別会議等を開催する。
- ③ 虐待ケースについては、下野市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、市と協働して対応する。措置等必要なケースに於いては、市と連携して対応する。

エ 介護予防事業の推進

- ① 地域包括支援センターは市と連携し、要支援者と要支援状態となる恐れのある高齢者の実態把握活動や日常相談事業等から、積極的に対象者の把握に努め、介護予防につなげていく。
- ② 介護予防と日常生活への支援を切れ目なく提供する仕組みや、日常の相談業務等から積極的に対象者の把握に努め、介護予防事業につなげていく。
- ③ 対象者が参加しやすい事業となるように、介護予防ケアプランの簡素化を行い、効率の良い事業展開を市の介護予防担当等と検討する。

オ 認知症対応支援

- ① 地域の元気な高齢者にも認知症予防活動の場の提供支援を行う。
- ② 増加する認知症高齢者の支援と予防啓発のために、相談体制の充実や医療機関の情報提供、高齢者や地域住民に向けた認知症の理解のための勉強会の開催など、事業所やボランティア、関係機関と連携し機能を充実する。

カ 家族介護者支援

- ① 家族介護者支援が、より身近な場所で相談できるよう、包括出張相談を実施する。
- ② 個別支援及び家族介護支援事業「ほっと介護教室」をとおして、家族介護者支援を実施する。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

ア 基本的視点

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していくために、様々な機会を活用し、地域包括支援センターを幅広い層へ周知していくとともに、高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。また、必要に応じて

継続的にフォローを行う。

また、重層的支援体制を構築する支援機関の一つとして、他分野の相談機関との情報共有や支援等を検討する会議への参加を通じて、複合的な課題を抱える世帯等に対する包括的な相談支援等の一端を担う。

イ 業務内容

a 地域におけるネットワーク構築業務（法第115条の46第7項）

- (a) 民生委員・児童委員協議会ならびに地域の関係機関の会議等へ参加し、情報収集・情報共有を行い、関係機関との連携を図る。
- (b) 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者等を見出し、総合相談になげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワーク構築を図る。
- (c) サービス提供機関や専門相談機関等のマップ作成等により、活用可能な機関、団体等の把握を行う。地域に必要な社会資源が無い場合には、その開発に取り組む。

b 実態把握業務

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、介護保険サービス等の利用、未利用に関わらず、安否確認対応の実施高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。また、圏域内の地域特性を把握し、地域包括支援センター内で情報を共有する。

- (a) 高齢者への戸別訪問等（安否確認・健康状態不明の高齢者への支援）
 - 周囲の環境、家屋の状況、生活空間の状況などを把握
 - 家族の状況、通院の状況、外出の状況、地域との交流の状況などを把握
 - 日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）などの把握
- (b) 高齢者が日常的に立ち寄る場所や個別に配達または定期的に訪問する事業者、近隣住民や民生委員・児童委員等との関係性構築による情報収集
- (c) 安否確認方法は電話連絡等により確認が取れない場合は地域包括支援センターが現地訪問
- (d) 門戸が施錠されている場合等、緊急時には市と協議し、その指示に従い実施
- (e) その他の事業

市が実施する事業および福祉サービス利用に係る申請手続き等の支援

c 総合相談業務

- (a) 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。高齢者に関する様々な相談に対し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローを行う。

- (b) 継続的・専門的な相談支援

継続的に関わっている見守りが必要な高齢者等については、職員間においても十分な引継ぎを行うこと。

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関する様々な関係者から、より詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

d 家族介護者の支援

認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援について、要介護者と共に家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、共に自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、多機関専門職等と連携を図りながら、相談支援活動に取り組む。

e 各種申請の補助

介護保険認定申請代行、各種福祉サービス利用援助を行う。

f 介護者への支援

個別の相談支援を通じて、高齢者等の介護する者への支援を行う。その際には、精神的な負担の軽減への支援や、身体的な負担の軽減のためのサービス利用への助言等を行う。

g その他

総合相談・支援事業などの過程で介護予防事業の対象となる者を把握した場合は、適宜、必要に応じて一般介護予防事業等につなげる。

② 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、老人福祉施設等への措置の支援、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【主な業務内容】

ア 基本的な視点

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効活用し、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することで、高齢者等の尊厳のある生活の維持を図る。

イ 業務内容

a 成年後見制度の活用と普及

(a) 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者等の親族に対して、成年後見制度の説明

や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。

- (b) 成年後見制度の利用に関する判断を行い、制度の利用が必要な場合の申立てを支援し、診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携を行う。
- (c) 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行えない特段の理由がある場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市の担当課に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。
- (d) 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- (e) 下野市成年後見サポートセンターと連携して、成年後見制度を幅広く普及させるための広報啓発を地域住民や関係機関等へ実施する。

b 老人福祉施設等への措置

虐待等により老人福祉施設等への入所が必要と判断した場合は、市に高齢者等の状況を報告し措置入所の実施を求める。

c 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）、「下野市高齢者虐待対応マニュアル」等に基づき、速やかに該当高齢者を訪問して状況を確認する等、市と連携し事例に即した適切な対応をとる。

d 多問題事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の多問題事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応し、必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

e 消費者被害の早期発見と防止

消費者被害を未然に防止するため、下野市消費生活センターと連携して対応する。また、民生委員、介護支援専門員、介護サービス事業者等に情報提供を行い、関係機関と連携して早期発見と防止に努める。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業（法第115条の45第2項第3号）

ア 基本的な視点

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域における多職種相互の協働等の連携により、個々の高齢者等の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

イ 業務内容

a 包括的・継続的なケア体制の構築業務

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

b 地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図る。また、地域の主任介護支援専門員と協働した地域課題解決の取組（地域ケア会議への課題提供等）につなげられるよう働きかけを行う。

c 実践力向上のための研修会等の開催

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、地域の介護支援専門員のニーズや課題に合わせた研修会を開催する。

実施にあたっては、企画の段階から地域の介護支援専門員の協力を得て効果的に実施する。

d 個別相談業務

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、専門的見地からの相談支援を行い、介護支援専門員自身がより良い判断ができるようサポートを行う。

また、日ごろから、介護支援専門員が相談しやすい環境整備や信頼づくり、情報発信に努めるとともに、個別相談支援を通じて、地域の介護支援専門員が抱える課題の把握に努める。

e 支援困難事例への支援

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センター内の各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、助言等を行う。

また、必要に応じてケース会議を開催し、自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行う。

f 地域ケア会議（法第115条の48）

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて適切な支援につながない高齢者の支援、及び対象者の自立支援・重度化防止に資する支援を行う。また、個別ケースの課題分析等を蓄積し、地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを行う。

また、地域支援者を交えたケース会議の開催によって、地域の見守り体制の強化や認知症に対する理解を深める事業や高齢者サロン等交流の場の開設等の推進を図る。

ウ その他

各事業を行うにあたっては、医療及び多職種との連携を図りながら進めることが必要である。また、医療と介護の連携や多職種との顔の見える関係づくりを推進するため、「多職種連携会議」の開催に協力すること。

④ 介護予防ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第1項）

介護予防ケアマネジメント支援業務は、基本チェックリスト該当者及び要支援認定者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者自らが選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を調整する。

【主な業務内容】

ア 課題分析（アセスメント）

- a 基本チェックリストを実施したうえで、基本情報を把握
- b 利用者及び家族と面接しながら、支援ニーズを特定し、課題を分析
- c 利用帳票は市が作成する「利用者基本情報兼プラン」及びほのぼのシステムにおける「利用者基本情報」

イ 介護予防ケアプランの作成

- a 利用者及び家族と面接しながら、利用者の「目標、取り組み内容、具体的支援策」を決定
- b 介護予防ケアプランの内容について共通認識を得る
- c 必要に応じてサービス担当者会議を開催
- d 利用帳票は市が作成する「利用者基本情報兼プラン」

ウ モニタリング

- a 利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化によって課題が変化していないか、継続的に把握し、介護予防ケアプランどおり実行できているかを把握
- b 利用帳票は市が作成する「利用者基本情報兼プラン」「モニタリング票」

エ 評価

- a 事業の実施後、その効果についてアセスメント（事後アセスメント）の実施
- b 事後アセスメントの結果を受け、評価を実施
- c 利用帳票は市が作成する「利用者基本情報兼プラン」「モニタリング票」

⑤ 認知症施策推進事業（みんなで支え合い安心して暮らせる健やかなまちづくり）

（法第115条の45第2項第6号）

ア 基本的な視点

高齢化のさらなる進展に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれている中で、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるためには、医療、介護及び地域が有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うことが重要である。国の「認知症施策推進大綱」の推進を図ることを念頭に置き、地域ケア会議等を活用して、地域における認知症の人と家族を支える仕組みづくりについて、国が定める認知症地域支援推進員を1名以上配置し事業の充実を図ると共に、また認知症初期集中支援チームを設置し、市と協働して推進する。

イ 業務内容

a 認知症の正しい知識の普及・啓発と予防

(a) 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくるため、認知症サポーター養成講座を開催すること。

また、開催にあたっては事務局(市)と協議した上で、開催目的や対象者を明確にし、実施計画書に基づき開催し、終了後は速やかに実施報告書を事務局(市)へ提出すること。

開催にあたっては、市民キャラバンメイトの協力を得て、市民に身近な開催方法・内容を検討すること。

(b) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及啓発

認知症の人を支えるため、様々なサービス(介護保険サービス、自治体独自サービス、民間サービス、地域住民によるサービス等)を適切に提供できるよう、認知症ケアパスについて、認知症地域支援推進員を中心に市と協働で作成し、必要に応じて見直ししながら、地域住民や関係機関が有効に活用できるよう普及に努める。

(c) その他

地域活動支援等の活動の場において、地域住民に対して認知症の正しい知識や理解のための啓発の取組みを実施する。

b. 認知症初期集中支援の推進

(a) 早期診断・早期治療への支援

総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域個別ケア会議等を通じて、認知症の早期診断・早期対応が必要な個別事例を認知症初期集中支援チームに適切につなげる。

(b) 認知症初期集中支援チームの設置と活動の実施

- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を各地域包括支援センターに設置する。
- ・家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を地域包括支援センター医療職と介護職、認知症サポート医や専門医(精神科医)が包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

(c) 認知症地域支援の推進

認知症地域支援推進員、認知症キャラバンメイト、チームオレンジしもつけ等の地域人材と連携した取組を推進するとともに、市と認知症地域支援推進員、家族会、サポート医が作成した「認知症ケアパス」の普及啓発を行い、認知症の地域支援を推進する。

c 認知症の人の介護者への支援

認知症の人を介護している介護者同士が情報交換をする場や相談支援、相談窓口等の情報

提供を積極的に行うため、認知症介護者交流会を毎月1回開催する。

d 認知症サロンの支援

認知症カフェの運営支援を行うとともに、認知症地域支援推進員等は、認知症に関する相談を支援する。また、新たな認知症カフェ開設及びチームオレンジしもつけの活動に関する支援を行う。

⑥ 在宅医療・介護連携推進業務（法第115条の45第2項第4号）

ア 在宅医療・介護連携相談窓口との連携による医療的課題への対応

在宅医療・介護連携相談窓口（在宅医療・介護連携推進事業）と連携し、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議等を通じて把握した医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進する。

⑦ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

ア 生活支援コーディネーターとの連携

高齢者の社会参加の場が増え、生きがいを持って助け合う環境を整備するため、住民による地域性を活かした取り組みを推進する。

- a 第2層協議体会議への参加
- b 地域サロン等の活動支援と新規サロンの開設支援
- c 地域の社会資源発掘、ネットワーク構築、ニーズと取組みのマッチング

（3）介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、仕様変更の可能性もあるため、その場合には別途協議する。

ア 基本的な視点

要支援者及び日常生活支援総合事業対象者に対して、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援することを目的として実施する。

イ 業務内容

a 介護予防ケアマネジメント事業（法第115条の45第1項第1号）

要支援者及び日常生活支援総合事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けているものを除く。）に対して、介護予防及び日常生活支援目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的

に提供されるよう必要な援助を行う。

b 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

(a) 基本的な考え方

- ・要支援・要介護状態に陥る可能性が高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援する。
- ・介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを促進する。介護予防にかかわる人材育成、地域活動組織の育成、支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、地域ぐるみで介護予防の推進を目指す。

(b) 業務内容

① 介護予防把握事業

地域における保健・医療・福祉などの関係部門と連携を図り、地域にあって要介護状態・要支援状態の恐れがある高齢者についての情報を収集し、介護予防の取組みへつなげる。

② 介護予防普及啓発事業

- ・第1号被保険者を対象とした介護予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会、相談会及び介護予防教室、イベント等の開催について計画を立案し準備を行う。
- ・介護予防普及啓発事業に関する講師謝金等は地域包括支援センターが負担するものとする。
- ・介護予防教室等の実施にあたっては、パンフレットを作成して案内するなど、積極的に幅広く地域住民に対し周知を図り、参加者が固定されず、高齢者への幅広い普及啓発に資するものとする。
- ・プログラム内容は地域の特性に合わせた企画を行うものとする。また参加者が、自宅でも継続して行えるような内容を取入れ、介護予防の効果を高めるような取組みを行う。
- ・フレイル予防の健康教室を実施し、フレイル該当者や予備軍を把握した場合支援する。また、継続した取組に意欲的な参加者については、地域で活躍する人材として育成する。

③ 保健事業と介護予防の一体的実施事業

市民課・健康増進課と連携を図り、次の事業を実施する。

a 健康状態が不明な高齢者の把握と必要な支援への接続

b 通いの場等への積極的関与（地域リハビリテーション活動支援事業の活用）

- ・通いの場等において、フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談を実施
- ・通いの場等において、後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態にある高齢者の把握
- ・低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援

- ・通いの場における取組で把握した高齢者の状況に応じて、受診勧奨や介護サービスの利用勧奨

(c) 地域介護予防活動支援事業

- ・介護予防に資する地域活動を行う組織（自治会、老人クラブ、ボランティア、介護予防を実施している団体等）の定例会に参加し、介護予防に関して普及啓発を図る。
- ・地域情報の把握、相談支援及び講師派遣に対応する。
- ・地域での介護予防活動等の支援を実施する。

(4) 指定介護予防支援（法第115条22）

ア 基本的な視点

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、おかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるように、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うものである。

イ 業務内容

業務の実施にあたっては、平成18年厚生労働省令第37号指定介護予防支援基準を遵守する。

a 介護予防サービス計画担当数

介護予防サービス計画（予防給付及び総合事業）の作成業務は、指定介護予防支援事業を行うために配置された計画作成専従職員がすべて担当するものとし、包括的支援事業等にあたる3職種5名は、この業務を担当しないものとする。

計画作成専従職員は、計画作成の必要数に応じて採用することができる。

b 介護報酬

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とする。

c 指定介護予防支援の一部委託

- ① 「介護予防支援業務委託指針(平成26年6月)」に基づいて、指定居宅介護支援事業所に一部を委託することが出来る。
- ② 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。
- ③ また、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障のない範囲で委託する。委託することができる件数は、当該指定居宅支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数以下であること。

d 指定介護予防に係る責任

- ① 責任主体は市にあり、一部委託を行った場合についても、受託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。

- ② 評価を行った場合にも、当該評価内容について確認を行い、当該評価を踏まえて今後の指定介護予防支援の方針等を決定する。

e 国民健康保険団体連合会への伝送

市及び受託者が一部委託した指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画に基づき、被保険者に提供された介護予防サービスについて、毎月末日までの利用実績を翌月 10 日までに、地域包括支援センター支援システムに入力し、国民健康保険団体連合会に伝送する。

f 指定介護予防支援費委託料の支払い

指定介護予防支援業務の一部を委託した居宅介護支援事業者に対し、介護予防サービス計画費の相当分を受託事業者へ支払うこと。

g その他

介護保険制度改正及び介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴い、流動的な状況変化がある可能性があるため、変更が生じた場合には、別途協議する。

10 事業計画の策定等

(1) 計画・報告等

地域包括支援センターの各事業について、市の定める様式により翌月末までに報告を上げること。

(2) 評価の実施等

受託者は、下野市地域包括支援センター評価事業実施要領を基に、自らその実施する事業の質の評価を行うこと。

11 会議等の開催及び出席

(1) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営にあたっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を経ることとなる。そのため、運営協議会が開催される際には、地域包括支援センター職員が出席すること。

(2) 地域包括支援センター連絡会議

ア 受託者は地域包括支援センター運営状況の確認等や市との連携強化を目的とした、毎月 1 回の定例会議に出席する。

イ 職種別部会（主任介護支援専門員、保健師・看護師、社会福祉士）を設置し、各職種の代表が必要に応じて会議を召集し、結果を市へ報告する。

ウ 下野市介護支援専門員連絡協議会に関して、地域包括支援センターの主任介護支援専門員は、事務局及び役員会に協力して、会議及び研修会の開催の運営を推進する。

(3) 認知症地域支援推進員会議

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策における課題の共有や、解決に向けた検討を行う。また、地域の支援者や支援機関の間の連携の要となり、有機的な連携を通じて、本人がより良く暮らす支援を生み出し、認知症の人への支援を効果的に推進するための検討を行う。

(4) 医療・介護連携推進協議会

医療と介護を一体的・効果的に提供していくために、関係者間で情報連携と質の向上を図り、切れ目のないチームケア体制が確立されるよう、医療職と介護職の有機的な連携とサービス提供体制を構築していく。

(5) 生活支援体制整備事業、協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、「定期的な情報共有・連携強化の場」として協議体を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

(6) 地域ケア推進会議

個別地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議における個別事例の積み重ねにより把握した地域課題を整理し、市全域の地域ケア推進会議において検討していくことで、地域づくりや資源開発につなげていく。

(7) 高齢者虐待防止ネットワーク会議

民生委員や自治会などの関係機関と介護関係施設等の民間事業者を含むネットワーク構成団体として協力して、高齢者の虐待防止の早期発見及び未然防止の役割を担うネットワークを推進する。

(8) 高齢者見守りネットワーク事業推進研修会

地域の高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域社会が一体となり、双方に負担がかからない方法でのさりげない見守り活動を推進する。

(9) 民生委員・児童委員協議会定例会

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員との情報共有により、円滑な業務遂行につなげていく。

(10) 支援調整会議

生活困窮者自立支援のため、民生委員や公共職業安定所及び健康福祉部各課などの関係機関の構成団体として協力するため、会議に出席する。

(11) その他必要に応じて開催される会議へ出席すること。

1 2 研修について

受託者は、地域包括支援センター職員の資質向上のため、研修の機会を確保し参加すること。

1 3 公平・中立性

受託者は、地域包括支援センターの運営にあたり、正当な理由なく特定の事業者、団体、個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。

1 4 個人情報の取扱いについて

地域包括支援センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（個人情報の保護に関する法律 平成15年法律第57号）

（下野市個人情報保護条例 平成18年下野市条例第11号）

- （1）地域包括支援センターにおける各事業の実施にあたり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。
- （2）個人情報の取扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。
- （3）情報システムは、市が使用するシステム（機種・ソフト等）を使用することとし、各地域包括支援センターのネットワーク化については、市と協議の上取り扱うこと。
- （4）事務所はパーティション等で仕切り、個人ファイル等は施錠できる書類保管庫に保管すること。個人ファイルの保存やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。
- （5）地域包括支援センター設置法人の他の事業所と併設している場合は、地域包括支援センターの有する高齢者等に関する情報が、当該併設する他の事業所の職員からアクセスや閲覧が出来ないよう必要な措置を講じること。
- （6）地域包括支援センター業務用コンピューターと当該併設する他の事業所のコンピューターをオンラインで結ばないこと。
- （7）地域包括支援センターの職員の業務を当該併設する他の事業所の職員に行わせないこと。

1 5 運営に当たっての留意事項

（1）地域における様々な資源の活用

地域包括支援センターの運営に当たっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティア等さまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互の連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うことが不可欠である。

このような社会資源の情報収集に努め、地域包括支援センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、他の地域包括支援センターとの連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行うなど、地域包括支援センターの担当圏域を越えたネットワーク形成に努める。

(2) 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。また、市民から市が地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合にも同様の対応とする。

(3) 災害時の対応

災害発生時における対応は、下野市避難行動要支援者対応マニュアルに基づくものとする。また、その際、安否確認等が迅速に行えるよう緊急時の連絡体制及び情報管理の整備に努める。

(4) その他

地域支援事業の実施に当たっては、平成18年6月9日付け老発第0609001号最終改正平成26年8月18日付け老発第0406第2号「地域包括支援センター運営マニュアル」を遵守して実施するものとする。また、各事業の実施に当たっての各種様式等については、市が別に定める。

なお、「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センター運営マニュアル」が改正された場合は、最新を優先するものとする。

また、各項目に疑義が生じた場合は、市と相談すること。

1.6 委託料の請求・支払い

(1) 受託者は地域包括支援センター運営委託契約書に従い、令和6年4月1日から9月30日までを前期、令和6年10月1日から令和7年3月31日までを後期として、各期の開始後速やかに、委託額の2分の1を受託者の請求に基づいて支払うものとする。

(2) 市は、請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に受託者に対して委託料を支払うものとする。

1.7 経理

地域包括支援センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。

1.8 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、協議の上、決定する。

1.9 担当

下野市役所 健康福祉部高齢福祉課 基幹型地域包括支援センター

住所：下野市笹原26番地

電話：0285-32-8904

FAX：0285-32-8602